

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会規則の制定	令和8年2月26日 総務課
<p>1 制定する公安委員会規則名 鹿児島県公安委員会における情報セキュリティに関する規則</p> <p>2 制定の理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正（令和8年4月1日施行）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正（令和8年4月1日施行）に伴い、公安委員会は、情報システムの利用に当たってサイバーセキュリティを確保するための方針を定めるとともに、当該方針について公表することが義務づけられたため</p> <p>3 規則の施行日 令和8年4月1日</p> <p>4 経過措置 なし</p>		